

横須賀美術館評価委員会設置要綱

（設置）

第 1 条 横須賀美術館の運営・事業計画および実績が適正なものであるかについて評価し、改善策を提示するため、美術館評価委員会を設置する。

（組織）

第 2 条 評価委員会は、委員 7 名をもって組織する。

2 委員は、市民、美術館の運営・事業に関係する各分野について見識を有する者のうちから、教育委員会が委嘱任命する。

3 委員の任期は、2 年間とする。ただし再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合は、教育委員会は新たに委員を委嘱または任命することができる。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 3 条 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、教育長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故のあるときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第 4 条 評価委員会の会議は、委員長が召集する。

2 評価委員会の会議は、委員の半数以上の出席を必要とする。

3 評価委員会は次の事項について審議する。

（1）美術館の評価方法に関すること

（2）美術館の運営・事業計画の評価

（3）美術館の運営・事業実績の評価

（4）評価結果の報告・公表に関すること

（5）その他、美術館の評価に必要な、専門的な事柄

4 委員長が必要と認めるときは、会議に必要な経験・知識を有する者を招き、意見を聴取することができる。

（庶務）

第 5 条 評価委員会の庶務は、教育委員会美術館美術館運営課において行う。

（その他の事項）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に際し必要な事柄は委員長が定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成 19 年 2 月 15 日から施行する。

（改正）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。